

僧堂における不祥事の再発防止に関する決議

過般、わが宗門僧堂の安居者が僧堂内で暴力行為に及び、裁判所により懲役に処されるという不祥事が発生し、厳しい社会的批判を受けているところである。

このような事態は安居者を指導する我々にとって痛恨の極みであり、ふたたび不祥事を起こさせない体制をいち早く構築し、僧堂に対する宗門内外の信頼回復に努めることが緊急の課題であると思量する。

申すまでもなく、わが宗門僧堂は、曹洞宗宗憲の精神に基づき「仏祖の身心を学得し、法灯の伝持者及び布教伝道の人器を養成することを目的とする」ものであり、ひいては曹洞宗教育規程に定めるところの「宗門有為の人材を養成するため」に日々身心学道に精進する修行道場である。

この観点に立脚して修道の充実に努めているところであるが、改めて我々自らの姿勢を顧みるとともに、なおいっそう僧堂役職員ほか指導者一人ひとりの自覚を促し、さらには不祥事の再発防止のために必要な体制の整備その他、適切な措置を講ずることにより、僧堂に対する宗門内外の信頼回復に努め、僧堂の自律公正な運営に取り組むものである。

以上のことを達成するため、特に次の事項について列記する。

- 1、暴力行為は、いかなる状況の下でも許されないことを、常に留意する。
- 1、安居者は、僧堂在籍日数の多寡にかかわらず等しく僧堂教育を受ける立場であるとともに、日常生活や法要進退の作法等を授受し合い、お互いに切磋琢磨するものであり、自利利他平等を学ばせて和合僧宝を育むことを、常に留意する。

1、仏祖の慈訓「悉有仏性」に遵い、自覚覚他の修道に則り、仏の智慧と慈悲が互いの身に備わるよう、常に留意する。

1、宗門においても、徒弟教育の充実を図るとともに僧堂における不祥事の再発防止のため必要な体制の整備その他、適切な措置を講ずることを要望する。

以上、決議する。

平成25年11月29日

堂長会議および僧堂振興協議会